

## 自動車排ガス総合対策小委員会の検討状況

## 1. 概要

平成 17 年 12 月 16 日第 20 回大気環境部会において御報告した「今後の自動車排出ガス総合対策中間報告」について、平成 17 年 12 月 26 日から平成 18 年 1 月 25 日までパブリックコメントを行い、30 件のご意見をいただきました。

その後、平成 18 年 3 月から 10 月の間に、6 回にわたり自動車排出ガス総合対策小委員会を開催し、関係地方公共団体からのヒアリングも含め、主に流入車対策及び局地汚染対策について御議論いただきました。

今後、年内に小委員会において最終報告案を取りまとめ、その後に大気環境部会において審議、最終報告を取りまとめいただく予定。

## 【小委員会の開催状況】

## 第 8 回（3 月 8 日）

- ・ 中間報告に対するパブリックコメントの実施結果について
- ・ 今後の自動車使用管理計画について

## 第 9 回（4 月 10 日）

- ・ 局地汚染対策について

## 第 10 回（6 月 7 日）

- ・ 局地汚染対策について
- ・ 大気環境シミュレーションについて

## 第 11 回（7 月 26 日）

- ・ 局地汚染対策について
- ・ 流入車対策について

## 第 12 回（8 月 31 日）

- ・ 流入車対策について

## 第 13 回（10 月 18 日）

- ・ 平成 17 年度大気汚染状況について
- ・ 平成 22 年度大気環境シミュレーション結果等について

## 2. これまでの主な意見

### (1) 局地汚染対策について

全国一律の対応ではなく、地域毎に個別の事情に応じた対策を考えるべき。

地方公共団体が地域の関係者と話し合い、それぞれの局地に見合った対策を講じることができるような制度的枠組みを整備することが必要。

中長期的に必ず問題となる大気汚染という課題を開発許可など建築・土地利用の段階で考えるべき。

都市構造・道路構造を改善し、交通流を変えるとといった抜本的な対策を講じることが重要。そのため、根本的原因に遡り、公害防止計画のように、都市計画や道路計画を絡めた総合的な対策を視野に入れる必要。

現在の大気汚染の状況を更に悪化させないためには、環境アセス等があるが、局地においても、大規模施設を新設しようとする場合には届出させるといった制度についても検討が必要。

### (2) 流入車対策について

局地汚染対策が重要であるという認識のもと、局地汚染対策として効果のある流入車対策を考えるべきであり、地方公共団体が対策地域内の荷主に指導等を行うため、対策地域内の荷主や物流施設管理者に対する計画策定を義務付ければいいのか。

流入する車に車種規制に適合している旨のステッカーを貼付すること、及び荷主に対する計画作成義務付けの組み合わせという考え方もあるのではないか。

環境への責任という観点から見れば、対策地域内を走行している車の使用の本拠の場所は関係なく、公平性の観点から、対策地域内を走行する非適合車に対しては、何らかの対策が必要ではないか。

行政や事業者の負担、荷主の負担等、社会全体で考えてフレームワークを検討することが必要ではないか。

費用負担が特定の者に偏らないようにすべきであり、また、規制を受ける側から見て、どう対応したらいいかわかりやすい制度設計が必要。